

令和5年度 個人住民税（村民税・県民税）

特別徴収のしおり

●お知らせ

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則すべての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

<特別徴収義務者に指定する対象者>

平成30年度から、全県一斉に原則として所得税の源泉徴収義務がある全ての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者に指定し、特別徴収が徹底されました。

前年度中に給与の支払いを受けており、かつ4月1日において給与の支払いを受けている方は、パートやアルバイトの方などを含め、すべての方が特別徴収の対象となります。

<例外として特別徴収を行わないことができる場合>

次の理由【普A～普F】に該当する場合には、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を給与支払報告書の提出時とともに提出することにより、例外として特別徴収を行わないことができます。

普A 総従業員数が2人以下

（受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数）

普B 他の事業所で特別徴収されている（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）

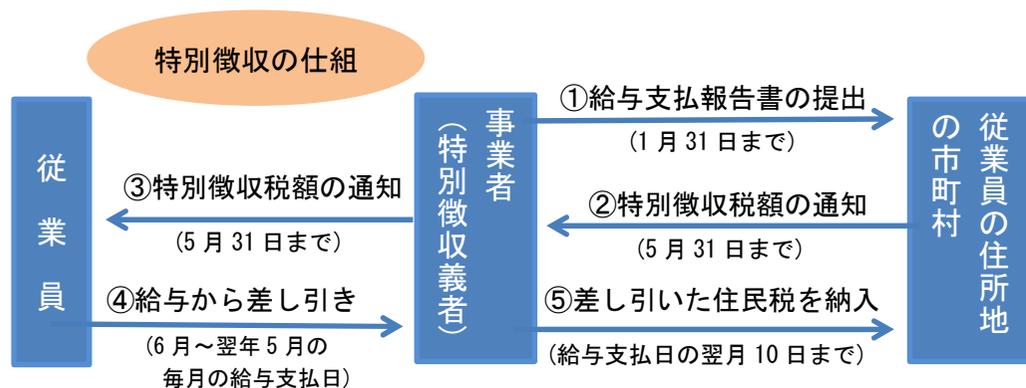
普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者

<長野県内市町村の特別徴収の流れ>

給与所得者に係る特別徴収事務の主な流れは、下図のとおりです。

- ・ 1月31日までに給与支払報告書を提出
(特別徴収を行わない項目に該当する方がいる場合には、「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」の提出が必要です。)
- ・ 5月31日までに「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」を受け取り、従業員に配布
- ・ 毎月の給与支払日に、特別徴収税額を従業員の給与から差し引き
- ・ 給与支払日の翌月10日までに、差し引いた税額を市町村内に納入



なお、「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を使用せずに提出した場合、すべての方が特別徴収対象者として、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されます。

特別徴収税額の通知書は、「特別徴収義務者用(事業所用)」と「納税義務者用(個人用: ミシン目のあるもの)」の2種類があります

◎「特別徴収義務者用(事業所用)」

納税義務者の給与から差し引く毎月の金額が記載されています。納入時に必要ですので、大切に保管してください。

事業所が納入する月別の合計金額と、個人の月別の金額が記載されています。

◎「納税義務者用(個人用: ミシン目のあるもの)」

個人情報保護のため糊付けしています。

開封せずに各個人ごと切り離した上、お渡しください。

税額通知書の再発行は行いません。

紛失されないよう大切にお取り扱いください。

1月から4月までの退職者は一括徴収が義務付けられています

1月から4月までの退職者は一括徴収が義務付けられています。
すべての事業主様へ一括徴収へのご協力をお願い申し上げます。

給与支払報告書の提出期限は毎年1月31日です

豊丘村在住の従業員がいた場合、昨年支払いがあった給与について、給与支払報告書の提出が必要です。

従業員（給与所得者＝納税義務者）が1月1日時点でお住いの市区町村に「給与支払報告書（個人明細書）」、「給与支払報告書（総括表）」を提出します。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書（個人明細書）」の前に、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」で仕切り、普通徴収該当理由部分に普通徴収とする従業員の人数を記入してください。また、「給与支払報告書（総括表）」にも普通徴収とする従業員の人数を記入する部分がありますので、そちらにも人数を記入してください。

退職等により特別徴収ができなくなった場合、「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」の提出がない限り、普通徴収にはなりませんのでご注意ください。

●特別徴収の事務の概要

（１）特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を差し引き（天引き）、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。特別な理由がない限り、原則普通徴収は認められません。

（２）納税義務者への通知書の交付

「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」は、各従業員（納税義務者）に速やかに交付してください。

（３）特別徴収税額の徴収および納入

特別徴収義務者は、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある各納税義務者の月割額を、6月から翌年の5月まで毎月の給与を支払う際に徴収してください。

徴収した月割額の合計額は、「納入書」等により、翌月10日まで（土日祝日に当たる場合には、翌日以降直近の金融機関営業日）に取扱金融機関等から納入してください。

◆豊丘村役場の取扱金融機関は以下のとおりです。

◎みなみ信州農業協同組合 ◎八十二銀行

◎飯田信用金庫

※上記以外でも納入は可能ですが、所定の手数料が必要となります。

(4) ゆうちょ銀行での納付

ゆうちょ銀行にて納付する場合、郵便振替専用の納付書が必要です。必要な場合は豊丘村役場までご連絡ください。

(5) 納期の特例（年2回納入）

従業員（納税義務者）が常時10人未満である場合には、毎月徴収した税額を年2回（11月、翌年5月）の納期で納入することができる「納期の特例」制度があります。特例を利用される場合は、別途申請が必要です。

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に変更があった場合には、「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書」を作成し送付いたします。以後は変更後の月割り額によって徴収及び納入いただくこととなります。

なお、納入書については再送付いたしませんので、当初にお送りした納入書の金額を訂正して納入してください。

(7) 従業員の異動（退職・休職・転勤等）

納税義務者（従業員）に退職・休職及び転勤等の異動があった場合は、速やかに「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。届出書の提出が遅れますと、滞納としてご連絡させていただく場合があります。

届出書には、異動される従業員について何月分まで徴収し、残りをどのように納めてもらうかを必ず記入してください。

(8) 事業所の所在地、名称等の変更

事業所の所在地、名称等に変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に必要な事項を記入し、提出してください。

(9) 退職・休職者等の徴収方法（一括徴収等）

●退職・休職日が1月1日～4月30日までの場合

退職月から5月までの住民税を、最後の給与または退職手当等から一括徴収することが義務付けられています。残税額が最後の給与もしくは退職手当等の合計額を超える場合に限り、普通徴収へと切り替えとなります。

●退職・休職日が5月1日～5月31日までの場合

最後の給与から特別徴収で天引きして納付してください。

●退職・休職日が6月1日～12月31日までの場合

通常、退職以後の税額については、普通徴収（納税義務者個人での納付）へ切り替えをすることになります。ただし、残税額が最後の給与もしくは退職手当等の合計額を超えており、かつ、本人からの申し出があった場合、一括徴収することができます。

(10) 普通徴収から特別徴収への切替え（入社・本人希望等）

普通徴収から特別徴収に切替える場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書（就職者用）」を提出してください。

※納期限の過ぎている普通徴収税額は、特別徴収に切替えできません。

●電子申告（eLTAx）のご案内

豊丘村役場では、「住民税の電子申告システム（eLTAx）」により、給与支払報告書・異動届出書等の提出を受け付けております。

eLTAx ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>